

青森県報

第二百六十号

令和三年
一月二十日
(水曜日)

目次

告 示

○保安林の指定……………	(林政課) ……	一
○都市計画事業の認可……………	(都市計画課) ……	一
○漁船損害等補償法による加入区の指定の変更……………	(下北地域 県民局) ……	二
○右 同……………	(同) ……	二
○漁船保険付保義務の消滅……………	(同) ……	二
○農用地利用配分計画の認可……………	(構造政策課) ……	二
○都市計画の変更案の縦覧……………	(都市計画課) ……	三
○右 同……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	五

公 告

告 示

青森県告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九七、九八、九九の一

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を令和三年一月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業(五・四・一号 青い森セントラルパーク)

三 事業施行期間

令和三年一月二十日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森市大字浦町字奥野及び字橋本並びに大字大野字片岡地内

2 使用の部分

青森市大字浦町字奥野地内

青森県告示第二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第三項の規定により、昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号の一部を次のとおり改正する。
表中

易国間	下北郡風間浦村大字易国間の全区域
-----	------------------

を削る。

青森県告示第二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第三項の規定により、昭和三十六年四月一日青森県告示第百二十号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和三十六年四月一日青森県告示第百二十号の一部を次のとおり改正する。
表中

下風呂	下北郡風間浦村大字下風呂の全区域
-----	------------------

を

風間浦	下北郡風間浦村大字下風呂、大字易国間及び大字蛇浦の区域
-----	-----------------------------

に改め、

蛇浦	下北郡風間浦村大字蛇浦の全区域
----	-----------------

を削る。

青森県告示第三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区においては、令和三年一月二十日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	易国間	蛇浦
--------	-----	----

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年一月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

楠 浩幸	花松 悟	後沢 信英	沢井 清治	山谷 陽子	木村 江里子	下山 誓一	太田 勝榮	太田 勝榮	岡本 正榮	成田 重樹	亀山 靖弘	神 繁雄	松浦 紀代道	新潟 博	新潟 博	氏名又は名称
上北郡七戸町	上北郡七戸町	十和田市	十和田市	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	住所又は所在地
上北郡七戸町字天間館大沢一二二ほか一筆	上北郡七戸町字沼頭一三五ほか三筆	十和田市大字三本木字西金崎四三〇ほか二筆	十和田市大字沢田字寺ノ上一四三ほか二筆	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石二〇二	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二八七	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石一一一の二ほか一筆	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭沢七九の一ほか一筆	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭沢五一ほか二筆	つがる市稲垣町下繁田磯浮二〇〇の一ほか一筆	つがる市木造豊田常盤七〇ほか四筆	つがる市稲垣町千年清姫一一〇の一ほか一筆	つがる市稲垣町下繁田磯浮二二八	東津軽郡平内町大字小豆沢字土井立一七四の一	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一〇六の一ほか二筆	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一〇五ほか一筆	賃借権の設定等を受ける者
																賃借権の設定等を受ける土地

久保 均	久保 均	久保 均	株式会社八甲田農場	楠 浩幸	瀬川 左一	有限会社瀬川農場
上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町
上北郡七戸町字高屋敷七九の一四ほか一筆	上北郡七戸町字高屋敷二の一ほか一筆	上北郡七戸町字菩提木一の一ほか五筆	上北郡七戸町字金沢平三七の一ほか一筆	上北郡七戸町字銀南木七四の一	上北郡七戸町字後平二二二ほか七筆	上北郡七戸町字後平二二二ほか七筆

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
 二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課
弘前市都市整備部都市計画課
平川市建設部建設課

藤崎町建設課

大鰐町建設課

田舎館村建設課

四 縦覧期間

令和三年一月二十一日から同年二月三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化区域から除かれる区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、字平田、大字浜の町北一丁目、大字神田三丁目、四丁目、五丁目、大字撫牛字二丁目、大字城東北四丁目、大字末広一丁目、大字境関一丁目、大字福田一丁目、大字福村字林元、字早稲田、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、三丁目、四

丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字清水富田字清水流、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、三丁目、大字清水二丁目、大字樹木二丁目、大字茂森新町三丁目、大字和田町、大字浜の町西一丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋字岡部の各一部
市街化調整区域から除かれる区域

2

追加される土地の区域
市街化区域に追加される区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字高屋字本宮、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎二丁目、三丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字緑ヶ丘一丁目、二丁目、大字清水一丁目、大字若葉一丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部
市街化調整区域に追加される区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、字平田、大字浜の町北一丁目、大字神田三丁目、四丁目、五丁目、大字撫牛字二丁目、大字城東北四丁目、大字末広一丁目、大字境関一丁目、大字福田一丁目、大字福村字林元、字早稲田、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、三丁目、四丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字清水富田字清水流、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、三丁目、大字清水二丁目、大字樹木二丁目、大字茂森新町三丁目、大字和田町、大字浜の町西一丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋字岡部の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和三年一月二十一日から同年二月三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六ヶ所村政策推進課

四 縦覧期間

令和三年一月二十一日から同年二月三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円